## (別 紙)

## 〈入居料(1か月あたり)〉

VOLT ( T & 71 W/C ) / /		利用料		
対象収入による階層区分		生活費	サービスの提供に 要する費用	居住に要する費用
1	1,500,000円以下	44, 314	10,000	Aタイプ
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	44, 314	13, 000	20, 000
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	44, 314	16, 000	
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	44, 314	19, 000	Bタイプ
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	44, 314	22, 000	10, 000
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	44, 314	25, 000	居室番号
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	44, 314	30,000	<aタイプ></aタイプ>
8	2,100,001円 ~ 2,200,000円	44, 314	35, 000	260
9	2,200,001円 ~ 2,300,000円	44, 314	40,000	<bタイプ></bタイプ>
10	2,300,001円 ~ 2,400,000円	44, 314	45, 000	050 050 055
11	2,400,001円 ~ 2,500,000円	44, 314	50,000	252 · 253 · 255 256 · 257 · 258
12	2,500,001円 ~ 2,600,000円	44, 314	57, 000	261 351 • 352 • 353
13	2,600,001円 ~ 2,700,000円	44, 314	64, 000	355 · 356 · 357
14	2,700,001円 ~ 2,800,000円	44, 314	71, 000	358 • 360 • 363
15	2,800,001円 ~ 2,900,000円	44, 314	78, 000	
16	2,900,001円 ~ 3,000,000円	44, 314	85, 000	
17	3,000,001円 ~ 3,100,000円	44, 314	90, 300	
18	3,100,000円以上	44, 314	90, 300	

- 注1) 11 月から3月の間は、冬期加算として1,880円を加算します。
- 注2)「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 注3) 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を それぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦 それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30パーセント減額し た額とします。
- 注4) 月途中での入退居は、日割り計算にて精算します。

注5) 徳島県事務費補助金額の変更により、サービスの提供に要する費用が R6.4.1 から変更となりました。